

## 甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が一部改正され令和6年4月1日に施行されることを受け、当該政令に従い制定している「甲賀市消防団員等公務災害補償条例」の一部を改正するものです。

当該条例に定める損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同条例に定める傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）の補償基礎額を改正します。

### 2 改正の概要

今回、甲賀市消防団員等の公務災害に係る補償基礎額の改定について、必要な改正を行うものです。

- (1) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げます。

【第5条関係】

- (2) 別表で定める勤務年数別階級別の補償基礎額表を改めます。

【別表関係】

- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行するものとし、この条例改正前に補償を支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることとします。

【付則関係】

### 3 その他

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を上方修正することから、令和6年度以降の当該補償受給者2名に対する支出金額が年額約42,000円増加します。